

登録番号 第 18445 号

ザーク®D1 キロ粒剤 51

特長：
 ●関東以西用水稲除草剤です。
 ●初中期一発除草剤の定番です。

ザークはバイエルクロップサイエンス(株)と米国デュポン社、またはその関連会社の商標、または登録商標です。

有効成分	ダイムロン・・・4.5% ベンスルフロンメチル・・・0.51% メフェナセット (PRTR 法第1種)・・・10.0%	包装	1kg×12
性状	類白色細粒	有効年限	5年
毒性	普通物*	危険物	-

※普通物：「毒物及び劇物取締法」(厚生労働省)に基づく、特定毒物、毒物、劇物の指定を受けない物質を示す。

2009年11月4日現在の内容です。

作物名	適用雑草名	使用時期	適用土壌	使用量	本剤の使用回数	使用方法	適用地帯	ダイムロンを含む農薬の総使用回数
移植水稻	水田一年生雑草 マツバイ ホトイ ウリカ ヘラモダカ ミスガヤツリ オモダカ クログワイ セリ ヒルムシロ コウキカウ(九州) アオトドロ藻類による表層はく離	移植後5日 ～ルビエ 2.5葉期 ただし、 移植後 30日まで	砂壤土～ 埴土	1kg/10a	1回	湛水散 布	北陸・関東・東 山・東海の普通 期及び早期栽培 地帯	3回以内 (育苗箱散布は 1回以内、本田 では2回以内)
		移植後5日 ～ルビエ 3葉期 ただし、 移植後 30日まで					近畿・中国・四国 の早期栽培地帯	
直播水稻	水田一年生雑草 マツバイ ミスガヤツリ(近畿・中 国・四国)	稲1葉期～ ルビエ 2.5葉期 ただし、 収穫90日前ま で	壤土～ 埴土	1kg/10a	1回	湛水散 布	北陸	
			砂壤土～ 埴土				近畿・中国・四国	
							九州	

ベンスルフロンメチルを含む農薬の総使用回数	メフェナセットを含む農薬の総使用回数
2回以内	2回以内

については有効成分を含む農薬の総使用回数を示すものです。

使用上の注意事項

- (1) 使用量に合わせ秤量し、使いきること。
- (2) 本剤は雑草の発生前から生育初期に有効なので、時期を失ないように散布すること。なお、雑草、特に多年生雑草

は生育段階によって効果にフレが出るので、必ず適期に散布するように注意すること。ホタルイ、ウリカワ、ヘラオモダカ、ミズガヤツリは2葉期まで、クログワイは発生期まで、オモダカ、ヒルムシロは発生盛期まで、セリは増殖期まで、コウキヤガラ、アオミドロ・藻類による表層はく離は発生始期までが散布適期であるが、特にオモダカ、クログワイに対しては所定の使用時期の範囲内でなるべく遅くに散布することが望ましい。

- (3) オモダカ、クログワイは発生期間が長く、遅い発生のものまでは十分な効果を示さないので、必要に応じて有効な後処理剤と組み合わせて使用すること。
- (4) 苗の植付けが均一となるように代かきをていねいに行うこと。未熟有機物を施用した場合は、特にていねいに行うこと。
- (5) 散布に当たっては水の出入りを止めて湛水のまま田面に均一に散布し、少なくとも3~4日間は通常の湛水状態(水深3~5cm)を保ち、散布後7日間は落水、かけ流しはしないこと。また、止水期間中の入水は静かに行うこと。
- (6) 移植前後の初期除草剤による土壌処理との体系で使用する場合には、雑草の発生状況をよく観察し、時期を失しないよう適期に散布すること。
- (7) 乾田直播では、入水前散布の除草剤との体系で使用することが望ましい。
- (8) 乾田直播の場合は入水後、しばらくは漏水が多く、効果不足や薬害の出るおそれがあるので漏水が少なくなってから散布すること。
- (9) 下記のような条件では薬害が発生するおそれがあるので使用をさけること。
 - 1) 砂質土壌の水田および漏水田(減水深2cm/日以上)
 - 2) 軟弱な苗を移植した水田
 - 3) 極端な浅植えの水田および浮き苗の多い水田
- (10) 梅雨期等、散布後に多量の降雨が予想される場合は除草効果が低下することがあるので使用をさけること。
- (11) 散布後数日間著しい高温が続く場合、初期生育が抑制されることがあるが、一過性のもので次第に回復し、その後の生育に対する影響は認められていない。
- (12) 本剤はその殺草特性からいぐさ、れんこん、せり、くわいなどの生育を阻害するおそれがあるので、これら作物の生育期に隣接田で使用する場合は、十分注意すること。
- (13) 散布田の水田水を他の作物に灌水しないこと。
- (14) 河川、湖沼、地下水等を汚染しないよう、落水、かけ流しはしないこと。
- (15) 本剤の使用に当っては使用量、使用時期、使用方法などを誤らないように注意し、特に初めて使用する場合や異常気象時は、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法

- (1) 誤食などのないように注意すること。誤って飲み込んだ場合には吐き出させ、直ちに医師の手当を受けさせること。
- (2) 本剤使用中に身体に異常を感じた場合には、直ちに医師の手当を受けること。
- (3) 本剤は眼に対して刺激性があるので、眼に入った場合には直ちに水洗し、眼科医の手当を受けること。

水産動植物に有毒な農薬については、その旨

- (1) 水産動植物(藻類)に影響を及ぼすので、河川、養殖池等に飛散、流入しないよう注意して使用すること。
- (2) 散布後は水管理に注意すること。
- (3) 散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また、空袋等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。

引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨

通常の使用方法ではその該当がない。

貯蔵上の注意事項

直射日光をさけ、なるべく低温で乾燥した場所に密封して保管すること。